

○カンボディアに係る物資協力の実施について

(平成5年1月22日)
閣議決定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成4年法律第79号)第25条第1項の規定に基づき、カンボディアに係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成4年度において、国際連合に対し、現在カンボディアで行われている国際連合カンボディア暫定機構(UNTAC)の活動に協力するために必要な

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 小型ラジオ | 40,000台 |
| (2) ラジオカセットレコーダー | 1,000台 |
| (3) 上記(1)及び(2)の輸送に必要な役務 | |

を予算の範囲内において無償で供与する。

説 明

- 1 カンボディアにおいては選挙が本年5月までに実施予定であり、国際連合カンボディア暫定機構(UNTAC)は、自由公正

な選挙の実現のために、カンボディア国民に対する広報・教育活動の一環として、カンボディア語でラジオ放送を行っている。

- 2 UNTACは、ラジオ放送による広報・教育効果を高めるために、カンボディア国民に対し、ラジオを配付することを計画しており、当面必要なラジオ20万台のうち、4万台を要請している。

- 3 これとは別にUNTACは、重点地域のオビニオンリーダー(約1,000人)に対し、ラジオカセットレコーダーを配付し、ラジオ放送等を収録したテープを随時住民に聞かせたいと考えているが、ラジオカセットレコーダー確保の目処はついていない。

- 4 このため、今般、UNTACから我が国政府に対し、小型ラジオ及びラジオカセットレコーダーの供与要請がなされたものである。